

10月1日から 申請書などへの押印が 順次不要となります



行政管理課行政管理係 ☎0824-73-1112

市は、市民や事業者の皆さんの負担軽減を目的に、市へ提出される申請書や各種届け出などの書類への押印を10月1日から順次廃止しています。

なお、引き続き押印が必要な手続きもあります。そのような手続きは今後も見直しを図ります。押印が不要となったものは、市ホームページでお知らせしていますのでご確認ください。

押印の廃止に関するQ&A

Q 申請書などへの記入はどう変わるの？

A 押印を廃止した書類の申請者欄への記入は、「記名のみ」となります。「記名」には、印刷やゴム印・スタンプによるもののほか、自筆も含まれます。

Q これまでの申請書などはもう使えないの？

A お手持ちの申請書などの様式に「印」の記載がある場合でも、すでに押印が不要となった手続きについては、押印せずにそのまま利用できます。なお、押印した場合も利用できます。

Q もうハンコは必要ないの？

A 契約書や請求書、登録印（実印）を求める書類、法令に定めのある手続きなど、一部の手続きは引き続き押

印が必要です。押印が必要な手続きは、各手続き窓口で個別にご案内します。

Q 押印が不要になる手続きはどのくらいあるの？

A 押印を廃止した手続きの一覧を市ホームページに掲載するほか、各手続き窓口でお知らせします。

【ホームページ】※一覧は適時更新
http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/post_1262.html



■押印が不要になる書類(例)
 ・各種補助金申請書
 ・施設の利用申請書 など
 ご確認ください！

▼本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書の提示をお願いする場合があります。

▼押印の有無に関わらず、申請書などを他人に成り済まして作成したり、他人が作成したものに不正に手を加えたりした場合は、犯罪になります。

今後の手続きのイメージ


見直し前

「署名」+「押印」

氏名 庄原太郎 


または

「記名」+「押印」

氏名 庄原太郎 

見直し後

「記名」のみでOK！

氏名 庄原太郎 

※手続きによっては、「署名」または「記名」+「押印」の場合があります。